

スコットランドにおける生理用品の無償提供に関する法律

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 田村 祐子

目 次

はじめに

I スコットランドにおける生理の貧困

- 1 スコットランドにおける生理用品に関する法規制
- 2 生理用品に関するこれまでの法令
- 3 「2021年生理用品（無償提供）（スコットランド）法」制定の経緯

II 「2021年生理用品（無償提供）（スコットランド）法」の概要

- 1 構成
- 2 生理用品を無償で入手できるよう保障する義務（第1条～第4条）
- 3 ガイダンス（第5条）
- 4 責任団体の追加的義務（第6条～第8条）
- 5 末尾規定（第9条～第12条）

おわりに

翻訳：2021年生理用品（無償提供）（スコットランド）法

キーワード：イギリス、スコットランド、生理の貧困、生理の尊厳

要 旨

2021年1月12日、イギリスを構成する一地域であるスコットランドで、地方自治体等に対して、生理用品を必要としている者に無償で提供することを義務付ける「2021年生理用品（無償提供）（スコットランド）法」が制定された。

この法律は、地方自治体、教育提供者、スコットランドの大臣が指定する公共サービス団体に、それぞれの所管エリアにおいて必要としている者に生理用品を無償で提供する義務と、無償提供のための取決めを策定する義務を課すものである。また、スコットランドの大臣は、取決めの指針となるガイダンスを各機関に対して発行することが義務付けられた。この法律の一部は、制定日の翌日に施行されており、その他の規定については制定日から2年以内にスコットランドの大臣が規則で指定する日に施行されることとなる。

はじめに

2021年1月12日、イギリスの一地域であるスコットランドで、地方自治体等に対して、生理用品を必要としている者に無償で提供することを義務付ける「2021年生理用品（無償提供）（スコットランド）法」⁽¹⁾が制定された。生理用品の無償提供を法律で定めたのは、世界で初めてとされる⁽²⁾。本稿は、「2021年生理用品（無償提供）（スコットランド）法」制定に至るまでの経緯及び同法の概要を紹介するものである。解説末尾に別表として、スコットランドにおける生理用品に関する法令の一覧を示した。あわせて、同法を全訳する。

I スコットランドにおける生理の貧困

1 スコットランドにおける生理用品に関する法規制

(1) スコットランド議会と立法権限の拡大

スコットランドは、イギリス（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）を構成する4つの国（nation）⁽³⁾のうちのひとつで、1998年スコットランド法⁽⁴⁾を根拠法として、独自の議会を持つ。スコットランド議会は、1998年スコットランド法の制定により、教育、運輸、住宅、経済開発、農業、環境、地方政府等、一定の分野に関して独自の立法権を獲得した⁽⁵⁾。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年1月20日である。

(1) Period Products (Free Provision) (Scotland) Act 2021 asp.1. <<https://www.legislation.gov.uk/asp/2021/1/contents>>

(2) Libby Brooks, "Scotland becomes first nation to provide free period products for all," *Guardian*, 2020.11.24. <<https://www.theguardian.com/uk-news/2020/nov/24/scotland-becomes-first-nation-to-provide-free-period-products-for-all>>; Claire Diamond, "Period poverty: Scotland first in world to make period products free," 2020.11.24. BBC website <<https://www.bbc.com/news/uk-scotland-scotland-politics-51629880>>

(3) イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドで構成される。

(4) Scotland Act 1998 c.46. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/46/contents>>

(5) 田中嘉彦「英国の地方分権改革—権限委譲の到達点と新動向—」『レファレンス』764号, 2014.9, p.51. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8752136_po_076403.pdf?contentNo=1>

2012年5月1日に2012年スコットランド法⁽⁶⁾が制定され、財政権限が拡充されるとともに、飲運転規制や空気銃規制等の更なる立法権の委譲がなされた⁽⁷⁾。さらに、2016年3月23日に2016年スコットランド法⁽⁸⁾が制定されたことで、所得税の基本税率の決定、障害給付・福祉食糧給付・住宅手当を含む福祉給付・雇用支援等についても立法が可能となった⁽⁹⁾。このように、スコットランド議会の立法権限は段階的に拡大され、現在は、農業、漁業、教育、環境、保健医療・福祉、住宅、刑事司法、地方自治等に関して、スコットランド独自の立法が可能となっている⁽¹⁰⁾。

スコットランド議会は、任期4年を原則とする129人の議員⁽¹¹⁾によって組織される一院制の議会である⁽¹²⁾。

(2) 生理の貧困の実態

スコットランドでは、2018年に政府が公表したデータによると、2008年以降の不況の影響で、約100万人⁽¹³⁾が相対的な貧困状態にあるとされ⁽¹⁴⁾、生活必需品を満足に入手できない者が増加した。中でも生理用品は、生活必需品であるにもかかわらず、使用者が限られ、必要であっても恥ずかしさから申し出にくいこと等が原因で、その必要性が顕在化しにくいものである。慈善団体の調査によれば、生理用品の配布回数は、自主的な申出に応じた場合に比べて、スタッフが要否を問い必要な者に配布した場合の方が10倍多かったという⁽¹⁵⁾。トイレットペーパーや歯磨き粉など他の生活必需品に関しても、スタッフが要否を聞いた場合の方が配布数は多かったが、自主的な申出による配布数との乖離が一番大きいのは生理用品であった。生理用品を必要としている者が、それを手に入れることができない「生理の貧困 (period poverty)」⁽¹⁶⁾問題は、社会が取り組むべき課題として認識され、慈善団体を中心に草の根活動が続けられてきた。「生理の貧困」は、法律による明確な定義は成されていないものの、この問題を端的に表す表現として、議会や政府の資料だけでなくメディアでも用いられることが多い。

(6) Scotland Act 2012 c.11. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2012/11/contents>>

(7) 田中 前掲注(5), p.56.

(8) Scotland Act 2016 c.11. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/11/contents>>

(9) 2016年スコットランド法の詳細については、松井幸夫「スコットランドへの権限移譲とその法制度的展開」倉持孝司編著『「スコットランド問題」の考察—憲法と政治から—』法律文化社, 2018, p.76.

(10) “Why are new laws made?” Scottish Parliament website <<https://www.parliament.scot/bills-and-laws/bills/about-bills/bills-and-laws/why-new-laws-are-made>>

(11) 現職議員については、“Current and previous Members of the Scottish Parliament (MSPs),” *ibid.* <<https://www.parliament.scot/msps/current-and-previous-msps>> を参照。

(12) 松井 前掲注(9), p.70.

(13) 2020年現在のスコットランドの人口は、約546万人である。“Population Estimates for UK, England and Wales, Scotland and Northern Ireland: mid-2020-april-2021-geography.” Office for National Statistics website <<https://www.ons.gov.uk/datasets/mid-year-pop-est/editions/mid-2020-april-2021-geography/versions/1>>

(14) “Poverty and Income Inequality in Scotland 2014-17,” 2018.3.22. Scottish Government Website <<https://www.gov.scot/publications/poverty-income-inequality-scotland-2014-17/pages/4/>>

(15) The Trussell Trust, “‘Non-food provision’ in The Trussell Trust Network in Scotland,” pp.5-6. <<https://www.trusselltrust.org/wp-content/uploads/sites/2/2017/12/Non-food-provision-in-The-Trussell-Trust-Network-in-Scotland.pdf>> 調査を行ったトラッセル・トラスト(The Trussell Trust)は、食料や生活必需品を配布しているイギリスの慈善団体である。“What we do.” The Trussell Trust website <<https://www.trusselltrust.org/what-we-do/>> 調査の概要については、“Scottish foodbank research reveals welfare safety net ‘Failing to maintain basic living standards’,” 2017.12.6. *ibid.* <<https://www.trusselltrust.org/2017/12/06/non-food-provision-in-scotland/>> を参照。

(16) スコットランド議会の法案の概要説明による。“Period Products (Free Provision) (Scotland) Bill: Why the Bill was created.” Scottish Parliament website <<https://www.parliament.scot/bills-and-laws/bills/period-products-free-provision-scotland-bill>>

2 生理用品に関するこれまでの法令

(1) 生理用品に関するこれまでの法令

生理用品に関する法令は、これまで衛生環境確保の観点からいくつか定められてきた。例えば、学校⁽¹⁷⁾における生理用品処分のための設備設置を規定した「1967年学校施設（一般要件及び基準）（スコットランド）規則」⁽¹⁸⁾や女性受刑者に対する生理用品の提供を定める「2011年刑務所及び若年犯罪者施設（スコットランド）規程」⁽¹⁹⁾がある。

(2) 2020年学校における生理用品（スコットランド）規則

生理の貧困対策として、生理用品無償提供に関する政策が、次のとおり進められた。

2018年8月24日、スコットランド政府は、同年8月から学校、継続教育カレッジ⁽²⁰⁾、大学で無料の生理用品を利用できるようにするために資金を提供すると発表した⁽²¹⁾。これは、生理がある者の平等、尊厳、権利を支援し、生理用品を入手できないことで、生徒や学生が教育を受ける機会を損なわないようにすることを目的としている⁽²²⁾。

このような目的を達成するために、2020年6月18日に「2020年学校における生理用品（スコットランド）規則」⁽²³⁾が制定され、同年10月19日に施行された。この規則は、全4条から成り、主な規定は、次のとおりである。「生理用品」とは、経血を吸収又は集めることを目的とした製品であり、タンポン、生理用ナプキン及び再利用可能な製品をいう（第2条）。公立学校は、在学中の生徒及び当該学校が提供する寮（hostel）に居住する生徒が、生理用品を使用できるようにする義務を負う（第3条）。助成金支援学校⁽²⁴⁾の管理者は、当該学校に通う生

(17) 生理用品（無償提供）（スコットランド）法案の政策覚書では、8歳以上の生徒がいる学校と説明されている。“Period Products (Free Provision) (Scotland) Bill: Policy Memorandum,” p.4. Scottish Parliament website <<https://www.parliament.scot/-/media/files/legislation/bills/current-bills/period-products-free-provision-scotland-bill/introduced/policy-memorandum-period-products-scotland-bill.pdf>>

(18) The School Premises (General Requirements and Standards) (Scotland) Regulations 1967 No.1199. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/1967/1199/contents/made>> 規則（regulation）とは、委任立法（statutory instrument）のひとつで、議会制定法により大臣等に委任された権限に基づき制定される。芦田淳「イギリスの離婚等に関する法改正」『外国の立法』No.287, 2021.3, p.114. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11643921_po_02870003.pdf?contentNo=1>

(19) The Prisons and Young Offenders Institutions (Scotland) Rules 2011 No.331. <<https://www.legislation.gov.uk/ssi/2011/331/contents/made>> 第34条の規定による。生理用品に該当する原語は sanitary protection であり、生理用品（無償提供）（スコットランド）法案の政策覚書では、この規定が生理用品の提供義務を表すとされる。“Period Products (Free Provision) (Scotland) Bill: Policy Memorandum,” *op.cit.*(17), p.5.

(20) 継続教育とは、継続教育カレッジと総称される各種機関において提供される多様な教育を指す。全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより職業教育を中心とする多様な教育課程が提供されている。“Further education.” Education Scotland website <<https://education.gov.scot/parentzone/learning-in-scotland/post-16-opportunities/further-education/>>

(21) “Students to get free access to sanitary products,” 2018.8.24. Scottish Government website <<https://www.gov.scot/news/students-to-get-free-access-to-sanitary-products/>> また、スコットランド政府は、2019年1月に、地域コミュニティで無料の生理用品の提供を拡大するために、地方自治体に400万ポンドの資金を提供することを発表している。“Period Products (Free Provision) (Scotland) Bill: Policy Memorandum,” *op.cit.*(17), p.7.

(22) “Policy Note: Period Products in Schools (Scotland) Regulations 2020,” p.1. Legislation.gov.uk website <https://www.legislation.gov.uk/ssi/2020/183/pdfs/ssipn_20200183_en.pdf> 例えばBBCのウェブサイトでは、生理用品が手に入らないことが原因で、生理中は学校を欠席せざるを得ない女子生徒の声が複数紹介されている。“Girls 'too poor' to buy sanitary protection missing school,” 2017.3.14. BBC website <<https://www.bbc.com/news/uk-39266056>>

(23) The Period Products in Schools (Scotland) Regulations 2020 No.183. <<https://www.legislation.gov.uk/ssi/2020/183/contents>>

(24) 助成金支援学校（grant-aided school）とは、1980年教育（スコットランド）法（Education (Scotland) Act 1980 c.44. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1980/44/contents>>）第135条の定義では、スコットランドの大臣が運営者に対して補助金（雇業者拠出金等は除く）を支給している学校をいう。ただし、公立学校は含まない。

徒が生理用品を使用できるようにする義務を負う（第4条）。

この規則では、現行の提供方法に沿って、提供される生理用品の種類を柔軟に決めることができることとされ、この規則を実施するために必要な費用は、年間 208.6 万ポンド⁽²⁵⁾と見積もられた⁽²⁶⁾。

3 「2021 年生理用品（無償提供）（スコットランド）法」制定の経緯

(1) 法案の概要

2019年4月23日、2016年から「生理の貧困」をなくそうと活動を続けてきた最大野党・労働党のモニカ・レノン（Monica Lennon）議員が、「生理用品（無償提供）（スコットランド）法案」⁽²⁷⁾を提出した。この法案は、全3部12か条から成り、第1部「無料の生理用品を入手する一般的な権利及び無料の生理用品の供給」（第1条～第4条）、第2部「生徒、学生、その他の者への提供」（第5条～第6条）、第3部「一般」（第7条～第12条）で構成される。

この法案は、スコットランド政府に、生理用品を必要とする全ての者が無償で生理用品を入手できるようにするための仕組みを設ける義務を課すことを骨子としていた。主な内容は、次のとおりである。スコットランドで生理用品の使用を必要とする全ての者は、生理用品を無料で入手する権利を有する（第1条）。スコットランドの大臣⁽²⁸⁾は、その権利を規定し、規制し、権利の行使を促進するための「生理用品制度」を作らなければならない（第2条）。生理用品制度には、引換券による生理用品提供の仕組みを設けることができる。引換券の発行には身分証明証の提示が必要である（第3条）。生理用品制度は、生理用品を入手する者が、合理的で手軽に、かつプライバシーを確保して入手できるようにしなければならない（第4条）。教育機関は、施設内のトイレで生理用品を無償提供する義務を負う（第5条）。スコットランド政府は、公的機関を指定し、生理用品の無償提供義務を課す権限を持つ（第6条）。スコットランドの大臣及びスコットランド議会は、生理用品を無料で入手することができることを広報する（第7条）。スコットランドの大臣は、生理用品を無償提供する機関に対して必要経費を支払うものとする（第8条）。

なお、この法案の内容を実施するためにかかる費用は、年間 360 万～970 万ポンドと見積もられた⁽²⁹⁾。

(2) 審議及び制定の経緯

2019年4月23日の法案提出後、2020年2月25日に、第1読会での委員会報告及び議員による投票が行われた。第1読会では、法案の趣旨には賛同するが内容は精査が必要とされた。アイリーン・キャンベル（Aileen Campbell）コミュニティ及び地方政府大臣は、政府主導にした場合の懸念事項として、①地域のニーズに合わせた柔軟な対応ができないこと、②多くの公

(25) 1ポンドは、約153.9円（令和4年1月分報告省令レート）である。

(26) “Policy Note: Period Products in Schools (Scotland) Regulations 2020,” *op.cit.*(22), p.2.

(27) Period Products (Free Provision) (Scotland) Bill [AS INTRODUCED]. <<https://www.parliament.scot/-/media/files/legislation/bills/current-bills/period-products-free-provision-scotland-bill/introduced/bill-as-introduced-period-products-free-provision-scotland-bill.pdf>>

(28) 原語は Scottish Ministers で、イギリスの主務大臣（Secretary of State）に相当する。この法律では、コミュニティ及び地方政府大臣（Cabinet Secretary for Communities and Local Government）をいう。

(29) “Period Products (Free Provision) (Scotland) Bill: Financial Memorandum,” p.21. Scottish Parliament website <<https://www.parliament.scot/-/media/files/legislation/bills/current-bills/period-products-free-provision-scotland-bill/introduced/financial-memorandum-period-products-scotland-bill.pdf>>

的機関が関与することにより業務上の無駄が発生すること、③費用がかかりすぎること⁽³⁰⁾を挙げた。この他、第1読会では、「生理の貧困」という用語について、ジェームズ・ドーナ（James Dornan）議員（与党・スコットランド国民党）から、この問題に取り組んできた関係者は、生理にまつわる恥の問題の重要性を指摘し、「生理の貧困」という用語からの脱却を促進しており、「生理の尊厳（period dignity）」という言葉を好んで使うとの指摘があった⁽³¹⁾。

2020年10月28日、第2読会において、政府を主体とすることに対する3つの懸念事項を解決するため、主体を政府から地方自治体に変更する修正案⁽³²⁾が提案された。地方自治体を主体に変える修正を行った理由は、次のように説明された⁽³³⁾。①地域のニーズに合わせた柔軟な対応ができないことについては、「地方自治体に義務を課すことによって、生理用品に対する権利をどのように提供すべきかを定めるためのその後の政府による規則制定の必要性を回避することができる。…（中略）…地域主義に焦点を当てるべきであり、そうすることで地域の状況と地元の人々の見解とニーズを考慮して義務を遂行することが可能となる。」、②多くの公的機関が関与することの業務上の無駄については、「当初の法案第1条は、官僚的な国家計画を必要とし、おそらく、多くの異なる種類の機関を巻き込んだだろう。修正案では、責任は地方自治体という一種の機関にのみ課されることとなる。」、③費用面の問題については、「複雑で国家官僚的な取決めの必要性を回避することにより、費用を削減する」と述べられた。法案提出者のモニカ・レノン議員は、生理用品を必要としている者への提供という主旨や目的を覆すものではないとして、この修正案に同意した⁽³⁴⁾。

2020年11月24日、第3読会で最終修正及び議員による投票が行われ、修正案は、賛成121票、反対0票、棄権0票、無投票8票で可決された⁽³⁵⁾。法案が可決されると、生理用品の無償提供を実現する世界初の法律として、複数のメディアに取り上げられた⁽³⁶⁾。法案は、2021年1月12日、2021年生理用品（無償提供）（スコットランド）法として制定された。同法の第9条から第12条まで（末尾規定）については制定日の翌日に施行され、その他の規定は、制定日を起算日として2年以内で、スコットランドの大臣が規則で指定する日に施行することと規定された（第11条）。

(30) 大臣は、「費用が大幅に過少評価されている。委員会の見積りでは、スコットランド政府の支出は2400万ポンドであり、法案での見積りの2.5倍以上かかる試算である。」と懸念を示した。“Meeting of the Parliament: session 5,” 2020.2.25. p.28. Scottish Parliament website <<https://www.parliament.scot/api/sitecore/CustomMedia/OfficialReport?meetingId=12536>>

(31) *ibid.*, p.23.

(32) 第1条、第7条及び第8条が修正され、第1条の修正に伴って、関連する規定の第2条、第3条及び第4条が削除された。Period Products (Free Provision) (Scotland) Bill: Marshalled List of Amendments for Stage 2. <<https://www.parliament.scot/-/media/files/legislation/bills/current-bills/period-products-free-provision-scotland-bill/stage-2/marshalled-list-of-amendments-at-stage-2-period-products-free-provision-scotland-bill.pdf>>

(33) “Local Government and Communities Committee: session 5,” 2020.10.28. pp.4-5. Scottish Parliament website <<https://www.parliament.scot/api/sitecore/CustomMedia/OfficialReport?meetingId=12906>>

(34) *ibid.*, p.6.

(35) “Motion ref. S5M-23328: Period Products (Free Provision) (Scotland) Bill.” Scottish Parliament website <<https://www.parliament.scot/chamber-and-committees/votes-and-motions/votes-and-motions-search/S5M-23328>>

(36) Brooks, *op.cit.*(2); Diamond, *op.cit.*(2)

Ⅱ 「2021年生理用品（無償提供）（スコットランド）法」の概要

1 構成

法律は、全12か条から成り、生理用品を無償で入手できるよう保障する義務（第1条：地方自治体の義務、第2条：教育提供者の義務、第3条：指定公共サービス団体の義務、第4条：第1条、第2条及び第3条に基づく取決め—特定の要件）、ガイダンス（第5条：ガイダンス）、責任団体の追加的義務（第6条：職務の執行に関する声明書の作成及び公表、第7条：関係者との事前協議、第8条：生理用品の提供対象者に対する情報提供）、末尾規定（第9条：主な用語の定義、第10条：用語の解釈、第11条：施行期日、第12条：略称）で構成される。

2 生理用品を無償で入手できるよう保障する義務（第1条～第4条）

(1) 地方自治体の義務（第1条）

第1条は、地方自治体が、各所管地域内で生理用品を必要とする全ての者に対して、無償で提供する義務について規定しており、地方自治体は、そのために取決め（arrangement）を策定する。取決めの内容には、提供する生理用品が、提供対象者のニーズを満たす製品であること（第1条第2項）、代理の者による生理用品入手を可能とする規定を含むこと、生理用品を配送する規定が含まれている場合、配送を希望する者に梱包及び配送にかかる費用を要求することができること（同条第3項）を含むものとする。代理の者に関する例としては、介護者が要介護者に代わって生理用品を入手することが挙げられる⁽³⁷⁾。配送に関しては、移動に困難を抱える障害者や入手可能な場所まで居住地が離れている場合などが想定されている。配送を実施する際は、梱包や配送の料金の有無にかかわらず、生理用品そのものは無料でなければならないとしている。

スコットランドの住民のニーズとは、その者がスコットランドにいる間に生じたもの全てである（同条第4項）。一方で、スコットランドを訪れる者は、スコットランド滞在中だけに必要な生理用品を無料で入手する権利を持つ⁽³⁸⁾。

また、生理用品は、居住する地方自治体から入手することに限定されない。例えば、居住している自治体とは別の地方自治体にある勤務先で働いている者が、勤務地が所在する地方自治体で生理用品を入手した方が便利だと思える場合には、勤務先の地方自治体から生理用品を入手する権利を持つこととなる。

(2) 教育提供者の義務（第2条）

第2条は、教育提供者が、生理用品を必要とする生徒・学生に生理用品を無償で提供する義務について規定しており、教育提供者は、そのために取決めを策定する。生理用品の提供場所は取決めによって指定される。これには、教育以外の目的（食事、レジャー、スポーツなど）で使用する建物や学習のために使用する建物（教室、講義室、実験室など）が含まれる。提供する生理用品は、生徒・学生のニーズを満たす製品でなければならない。教育提供者は、生徒・学生のニーズを満たす生理用品を学期中に提供する義務がある。生徒・学生は、第1条に基づ

(37) 以下、法律の解釈や具体例に関しては、“Period Products (Free Provision) (Scotland) Act 2021: Explanatory Notes.”
Legislation.gov.uk website <https://www.legislation.gov.uk/asp/2021/1/pdfs/aspen_20210001_en.pdf> を参照した。

(38) *ibid.*, p.3.

いて地方自治体が策定した取決めにより、学期外にも生理用品を入手することができる⁽³⁹⁾。

また、第2条は、2020年学校における生理用品（スコットランド）規則を廃止する。これは、規則に規定される義務を、この法律の第1条及び第2条が包摂しているためである。これまで同規則の第3条で規定されていた、公立学校の生徒用の寮における生理用品提供義務は、地方自治体に課せられることとなった。地方自治体は、公立学校が提供する寮に居住する全ての生徒に対し、学期中に必要とする十分な製品を学校内で提供することが求められる。なお、大学やカレッジが所有する学生寮に関しては、当該教育機関の一部であるため、教育提供者が、各学生寮の少なくとも一か所で生理用品を入手できるようにしなければならない。

(3) 指定公共サービス団体の義務（第3条）

第3条は、スコットランドの大臣が規則によって指定した各公共サービス団体（以下「指定公共サービス団体」）⁽⁴⁰⁾が、その施設内で生理用品を必要とする者に無償で提供する義務について規定しており、指定公共サービス団体は、そのために取決めを策定する。公共サービス団体とは、法律（enactment）に基づいて設置される法定機関（statutory body）で、公衆にサービスを提供したり、公共の利益のために活動する機関を指す。生理用品の提供場所は、取決めによって指定する。指定公共サービス団体が提供する生理用品は、生理用品を必要としている者が施設内にいる間に提供され、その者のニーズを満たす製品でなければならない。指定公共サービス団体には、所管施設外での生理用品の提供義務はない⁽⁴¹⁾。

(4) 第1条、第2条及び第3条に基づく取決め—特定の要件（第4条）

第4条では、第1条、第2条又は第3条に基づいて策定する取決めに、地方自治体、教育提供者及び指定公共サービス団体（以下「責任団体」）が盛り込まねばならない要件を定める。取決めには、生理用品を、合理的で手軽に入手しやすくし、入手する者の尊厳を尊重し、様々な種類の製品から合理的に選択可能とすることを規定しなければならない。

3 ガイダンス（第5条）

第5条は、スコットランドの大臣がガイダンスを発行する義務について規定する。このガイダンスには、第1条、第2条、第3条及び第8条において、責任団体に与えられた職務の執行に関する内容と、第4条で要求される事項を含まねばならない。第4条に関して、例えば、生理用品の種類 of 合理的な選択とは何か等について、ガイダンスでより詳細に説明することができる。また、ガイダンスには、第6条及び第7条に関する内容を含めることもできる。

スコットランドの大臣は、第5条の施行後、合理的にできる限り速やかに、責任団体に対して最初のガイダンスを発行しなければならない。責任団体は、発行されたガイダンスの内容を考慮しなければならない。スコットランドの大臣は、責任団体にガイダンスを発行する前に、各種責任団体の利益を代表すると思われる者又は団体と協議しなければならない。第5条が

(39) *ibid.*

(40) 生理用品（無償提供）（スコットランド）法案の政策覚書では、一例として、国民保健サービス（National Health Service: NHS）に属する病院が挙げられている。“Period Products (Free Provision) (Scotland) Bill: Policy Memorandum,” *op.cit.*(17), pp.13-14. 国民保健サービスは、税財源による原則無料の国営医療サービスである。その詳細に関しては、厚生労働省「2020年海外情勢報告」p.19. <<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/21/dl/t1-08.pdf>>を参照。

(41) “Period Products (Free Provision) (Scotland) Act 2021: Explanatory Notes,” *op.cit.*(37) p.4.

2021年3月18日に施行されたことを受け、当該ガイダンスは、同年9月27日に公表された⁽⁴²⁾。

4 責任団体の追加的義務（第6条～第8条）

(1) 職務の執行に関する声明書の作成及び公表（第6条）

第6条は、スコットランドの大臣によるガイダンス発行を受けて、責任団体が作成する声明書（written statement）について規定する。声明書は、責任団体が第4条で定められた特定の要件をどのように満たしたか、第5条に基づいて発行されたガイダンスをどのように考慮したかを説明するものでなければならない。また、第1条～第3条及び第8条で定められた職務を執行するために策定した取決めの概要も含まなければならない。声明書には、責任団体が適切と考えるその他の情報を含めることができる。

責任団体は、スコットランドの大臣が発行したガイダンスを受け取った後、合理的にできる限り速やかに最初の声明書を作成しなければならないが、その後はいつでも声明書を公表することができる。責任団体は、適切と考える方法で声明書を公表するものとする。

(2) 関係者との事前協議（第7条）

第7条は、事前協議について規定する。責任団体は、第6条に定める声明書を作成する前に、生理用品の提供対象者と協議しなければならないが、また、第1条～第3条及び第8条で与えられた職務の執行について責任団体が適切と考える他の者又は団体と協議することができる（第7条第1項）。協議の内容には、生理用品使用者が生理用品を無償で入手できるようにすべき方法、各所管エリアでの提供場所及び無償で提供されるべき生理用品の種類を含むものとする（同条第3項）。

また、協議相手として、将来的に生理用品を入手する必要があると思われる者にも相談を行うべきであるとしている（同条第5項）。これにより、例えば学校の低学年の生徒たちが、生理用品の入手方法について自分たちの意見を発言できるようになる⁽⁴³⁾。

(3) 生理用品の提供対象者に対する情報提供（第8条）

第8条は、公衆に提供される情報について規定する。責任団体は、それぞれの所管エリアの対象者（地方自治体の場合は一般市民、教育提供者の場合は生徒・学生、指定公共サービス団体の場合は当該施設内にいる者）に対して、生理用品が無償で入手できることと、特に、いつどこでどのように生理用品を入手できるのかを周知するために、適切と考える措置を講じなければならない。情報の提供方法は、責任団体が柔軟に選択することができる⁽⁴⁴⁾。

5 末尾規定（第9条～第12条）

(1) 主な用語の定義（第9条）

第9条は、「生理用品」、「生理用品の種類」、「ある者の必要性（person's needs）」の定義を定める。生理用品とは、経血を吸収し、又は集めることを目的とした製品をいう。生理用品の種類には、タンポン、生理用ナプキン、再利用可能な製品⁽⁴⁵⁾を含む。「ある者の必要性」に関し

(42) “Period Products (Free Provision) (Scotland) Act 2021: guidance – September 2021,” 2021.9.27. Scottish Government website <<https://www.gov.scot/publications/period-products-free-provision-scotland-act-2021-guidance-responsible-bodies-september-2021/documents/>>

(43) *ibid.*, pp.5-6.

(44) *ibid.*, p.6.

ては、ある者の月経から生じる当該者の生理用品の必要性であると定義された。

解説資料は、「ある者の必要性」に関して月経を定義することによって、この法律が女性や少女に限らず、トランスジェンダーや男女の性に分類されないノンバイナリー (non-binary) の人々にも適用されるようにした⁽⁴⁶⁾、と説明している。

(2) 用語の解釈 (第 10 条)

第 10 条では、この法律で使用されるその他の用語の解釈について規定する。「学校」とは、1980 年教育 (スコットランド) 法第 135 条第 1 項に規定される意味を持つとされている。すなわち、公立学校、助成金支援学校及び独立学校⁽⁴⁷⁾が対象となる。学校には保育園も含まれるが、この法律は、生理用品を必要とする生徒への提供のみを義務付けるものであるため、保育園には適用されない。

継続教育機関及び高等教育機関の定義には、スコットランドの公的資金で援助されている全てのカレッジ及び大学が含まれる。私立の高等教育機関はこの定義に含まれないが、私立の高等教育機関の学生は、第 1 条に基づいて地方自治体の取決めにより、無償で生理用品を入手することができる。

(3) 施行期日 (第 11 条)

第 11 条は、施行期日について規定する。第 9 条から第 12 条まで (末尾規定) については、制定の翌日に施行された。その他の規定は、制定日 (2021 年 1 月 12 日) を起算日として 2 年以内で、スコットランドの大臣が規則で指定する日に発効すると規定され、第 5 条から第 7 条まで (ガイダンス、責任団体の追加的義務) は、施行のための規則⁽⁴⁸⁾が既に制定されており、2021 年 3 月 18 日に施行されている。第 1 条から第 4 条まで (生理用品を無償で入手できるよう保障する義務) については、2021 年末現在、施行のための規則は制定されていない。

(4) 略称 (第 12 条)

第 12 条は、略称について規定する。略称は、「2021 年生理用品 (無償提供) (スコットランド) 法」とされた。

おわりに

2021 年生理用品 (無償提供) (スコットランド) 法は、一部未施行のため、責任団体が策定する取決めの公表には、未だ至っていない。しかし、地方自治体や大学で、既に情報提供や生理用品の提供が行われているところもある。例えば、アバディーン市では、入手できる場所の一覧が分かる地図を公開しており⁽⁴⁹⁾、エディンバラ大学では、大学構内での提供場所が分か

(45) 法律関連資料に具体的な説明はない。大学で、実際に提供されている再利用可能な製品の例としては、月経カップ (reusable cup) (生理中に陰内に挿入して経血を溜めるシリコン製のカップ) や、綿等で作られた、洗って繰り返し使用できるナプキン (reusable pad) がある。“Your Wellbeing: Sanitary Products.” University of Aberdeen website <<https://www.abdn.ac.uk/students/support/health-3628.php#panel5333>>

(46) “Period Products (Free Provision) (Scotland) Act 2021: Explanatory Notes,” *op.cit.*(37), p.6.

(47) 「独立学校 (independent school)」とは、学齢期 (5 歳以上 16 歳以下 (1980 年法第 31 条)) の生徒に教育を提供する全日制 (フルタイム) の学校であり、公立学校又は助成金支援学校ではないものをいう。 *op.cit.*(24)

(48) The Period Products (Free Provision) (Scotland) Act 2021 (Commencement No.1) Regulations 2021 No.104 c.5. <<https://www.legislation.gov.uk/ssi/2021/104/contents/made>>

(49) “Access to period products.” Aberdeen City Council website. <<https://www.aberdeencity.gov.uk/services/people-and-communities/access-period-products>> period products map としてグーグルマップ上に表示 (<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1Hk_AtW0zmH47vGYks41-8ufU4Cx3ttji&ll=57.156945151775524%2C-2.146034946336375&z=12>).

るようにしている他、自宅への配達サービスも行っている⁽⁵⁰⁾。

スコットランドにおける生理の貧困への取組は、これまで見てきたとおり、慈善団体の活動から始まり、政府の支援を伴って一部地方自治体や学校へと徐々に支援の幅を広げ、今回の法律の制定によって、生理用品を必要とする全ての者への提供が法的に保障されることとなった。同法の未施行の規定に関して、施行のための規則の制定が待たれる。

(たむら ゆうこ)

(50) “Access to free period products,” University of Edinburgh. <<https://www.ed.ac.uk/students/health-wellbeing/health-services/period-products>>

別表 生理用品に関する法令（スコットランド）

制定日 (施行日)	法律名	内容
1967.8.3 (1967.8.18)	1967年学校施設（一般要件及び基準）（スコットランド）規則 The School Premises (General Requirements and Standards) (Scotland) Regulations 1967	学校の女子トイレに、生理用ナプキンを処分するための適切な設備を設置することを学校に義務付ける（第15条）。
2011.9.12 (2011.11.1)	2011年刑務所及び若年犯罪者施設（スコットランド）規則 The Prisons and Young Offenders Institutions (Scotland) Rules 2011	囚人の健康と衛生環境を保つために必要な用品（タオル、石鹸、シャンプー、髭剃り道具、女性囚人の場合は生理用品）の提供義務を規定する（第34条）。
2020.6.18 (2020.10.19)	2020年学校における生理用品（スコットランド）規則 The Period Products in Schools (Scotland) Regulations 2020	生徒に生理用品を提供することを公立学校及び助成金支援学校に義務付ける（第3条、第4条）。
2021.1.12 (2021.1.13等)	2021年生理用品（無償提供）（スコットランド）法 Period Products (Free Provision) (Scotland) Act 2021	地方自治体等に対して必要としている者に生理用品を無償で提供することを義務付ける。

(出典) “Period Products (Free Provision) (Scotland) Bill: Policy Memorandum,” pp.4-5. Scottish Parliament website <<https://www.parliament.scot/-/media/files/legislation/bills/current-bills/period-products-free-provision-scotland-bill/introduced-policy-memorandum-period-products-scotland-bill.pdf>> を基に筆者作成。

2021 年生理用品（無償提供）（スコットランド）法

Period Products (Free Provision) (Scotland) Act 2021 asp 1.

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 田村 祐子訳

【目次】

生理用品を無償で入手できるよう保障する義務

- 第 1 条 生理用品を無償で一般に入手できるよう保障する地方自治体の義務
- 第 2 条 生徒及び学生が生理用品を無償で入手できるよう保障する教育提供者の義務
- 第 3 条 施設内にいる者が生理用品を無償で入手できるよう保障する指定公共サービス団体の義務
- 第 4 条 第 1 条、第 2 条及び第 3 条に基づく取決め—特定の要件

ガイダンス

- 第 5 条 ガイダンス

責任団体の追加的義務

- 第 6 条 職務の執行に関する声明書
- 第 7 条 協議
- 第 8 条 公衆に提供される情報

末尾規定

- 第 9 条 主な定義
- 第 10 条 解釈
- 第 11 条 施行期日
- 第 12 条 略称

スコットランド議会のこの法律の法案は、2020 年 11 月 24 日に議会が可決し、及び 2021 年 1 月 12 日に裁可を受けた。

スコットランド全域で無償の生理用品を提供することを確保するためのスコットランド議会の法律

生理用品を無償で入手できるよう保障する義務

第 1 条 生理用品を無償で一般に入手できるよう保障する地方自治体の義務

(1) 各地方自治体は、その地域内において、生理用品を使用する必要がある全ての者が、（地方自治体によって策定され、及び維持される取決めに基づき、）生理用品を無償で入手でき

* この翻訳は、Period Products (Free Provision) (Scotland) Act 2021 asp.1. <<https://www.legislation.gov.uk/asp/2021/1/contents>> を訳出したものである。以下、法律の条文については、イギリス国立公文書館が管理する法律情報ウェブサイト、Legislation.gov.uk Website <<http://www.legislation.gov.uk/>> を参照した。また、訳文中 [] は訳者が補記したものである。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022 年 1 月 20 日である。

るよう保障しなければならない。

- (2) 当該取決めに基づいて、ある者が無償で入手できる生理用品は、(一つの地方自治体の取決めに基づく入手又は二つ以上の地方自治体の取決めに基づく入手であるかどうかを問わず、) 当該者がスコットランドにいる間の必要性を満たすのに十分な製品でなければならない。
- (3) 第1項の下で策定され、及び維持される取決めは、次の行為を規定する。
 - (a) 生理用品を使用する必要がある者に代わって、別の者が生理用品を入手できる規定を含まなければならないこと。
 - (b) 生理用品をある者に送付することができるという規定が当該取決めに含まれている場合、当該者に梱包及び配送に関連する費用を支払うことを要求することができること(ただし、当該者が取決めに基づき他の方法では生理用品を合理的に入手できない場合を除く)。
- (4) 第2項の適用に当たっては、スコットランドに居住する者の必要性とは、スコットランドにいる間に生じた全ての必要性とみなされるものとする。

第2条 生徒及び学生が生理用品を無償で入手できるよう保障する教育提供者の義務

- (1) 各教育提供者は、第5項に規定する者が、(教育提供者によって策定され、及び維持される取決めに基づき、) 生理用品を無償で入手できるよう保障しなければならない。
- (2) 教育提供者は、第1項に基づいて策定され、及び維持される取決めで指定する、スコットランドにおいて当該教育提供者が運営する各機関内の場所で、生理用品を提供し、又はその提供を確保することで、これ〔無償提供〕を行わなければならない。
- (3) ある機関に関して、第1項に基づいて策定され、及び維持される取決めで指定される場所には、当該機関の生徒⁽¹⁾又は場合によっては学生が通常使用する各建物内の少なくとも1か所が含まなければならない。
- (4) 前項の規定にかかわらず、教育提供者が、第7条に基づいて協議した結果、第3項に規定する種類の建物が生理用品の提供に適した場所ではないと判断する場合、第1項に基づいて策定され、及び維持される取決めにおいて、当該建物内の場所を指定する必要はない。
- (5) 第1項にいう者は、次に掲げる者とする。
 - (a) 生理用品を使用する必要がある者
 - (b) 次に掲げる者
 - (i) 教育提供者が運営する学校の生徒
 - (ii) スコットランドにおいて、教育提供者が運営する継続教育⁽²⁾機関又は高等教育機関で教育課程(又は課程の一部)を履修している学生
- (6) 第1項に基づいて策定され、及び維持される取決めに基づき、生徒又は場合によっては

(1) pupil. 1980年教育(スコットランド)法(Education (Scotland) Act 1980 c.44 <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1980/44/contents>> 以下「1980年法」)第135条において「1980年法に基づいて教育が提供されている、又は提供されることが要求されている者」と定義されている。なお、スコットランドにおいて、学校教育を受ける年齢は、5歳以上16歳以下(同法第31条)である。

(2) 継続教育とは、継続教育カレッジと総称される各種機関において提供される多様な教育を指す。全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な教育課程が提供されている。“Further education.” Education Scotland website <<https://education.gov.scot/parentzone/learning-in-scotland/post-16-opportunities/further-education/>>

学生が無償で入手できる生理用品は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件を満たすのに十分な製品でなければならない。

- (a) 学校の場合は、当該学校の学期中の生徒の必要性
 - (b) 高等教育機関又は継続教育機関の場合は、学生が履修している教育課程の学期中の学生の必要性
- (7) この法律において、「機関」（「高等教育機関」及び「継続教育機関」という用語における「機関」並びに第10条におけるこれらの用語の定義における「機関」を除く）とは、次の機関をいう。
- (a) 学校
 - (b) 高等教育機関
 - (c) 継続教育機関
- (8) 2020年学校における生理用品（スコットランド）規則⁽³⁾（S.S.I. 2020/183）を廃止する。

第3条 施設内にいる者が生理用品を無償で入手できるよう保障する指定公共サービス団体の義務

- (1) スコットランドの大臣⁽⁴⁾が制定する規則⁽⁵⁾で指定された各公共サービス団体（以下「指定公共サービス団体」）は、その施設内で生理用品を使用する必要がある者が、（当該団体によって策定され、及び維持される取決めに基づき、）生理用品を無償で入手できるよう保障しなければならない。
- (2) 指定公共サービス団体は、第1項に基づいて策定され、及び維持される取決めで指定された当該施設内の場所で、生理用品を提供し、又はその提供を確保することで、これ〔無償提供〕を行わなければならない。
- (3) 指定公共サービス団体が、スコットランド内の複数の拠点で事業を行う場合、第1項に基づいて策定され、及び維持される取決めで指定された場所には、当該各拠点の施設内の場所が含まなければならない。
- (4) 第1項に基づいて策定され、及び維持される取決めに基づいて、ある者が無償で入手できる生理用品は、当該者が施設内にいる間、当該者の必要性を満たすのに十分な製品でなければならない。
- (5) スコットランドの大臣は、この条に基づいて団体を指定する前に、次に掲げる義務を負い、権限を有する。
 - (a) 当該団体と協議しなければならないこと。
 - (b) 適切と思われる他の団体又は個人と協議することができること。
- (6) 団体は、この条の適用に当たっては、当該団体が属する分類に応じて指定を受けることができる。
- (7) 団体が指定される予定である場合、第5項は、それらの各団体に関連して適用される。

(3) The Period Products in Schools (Scotland) Regulations 2020 No.183. <<https://www.legislation.gov.uk/ssi/2020/183/contents>>

(4) Scottish Ministers. イギリスの主務大臣（the Secretary of State）に相当する。この法律では、コミュニティ及び地方政府大臣（Cabinet Secretary for Communities and Local Government）を指す。

(5) regulation. 委任立法（statutory instrument）のひとつで、議会制定法により大臣等に委任された権限に基づき制定される。芦田淳「イギリスの離婚等に関する法改正」『外国の立法』No.287, 2021.3, p.114. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11643921_po_02870003.pdf?contentNo=1>

- (8) この条に基づく規則では、当該規則において指定された公共サービス団体に関して、この法律の異なる規定が異なる日に発効することを指定することができる。
- (9) この条に基づく規則は、次に掲げる規定を設けることができる。
- (a) 付随的、補足的、派生的、経過の、一時的又は例外的な規定
 - (b) 異なる目的のための異なる規定
- (10) この条に基づく規則は、肯定的手続⁽⁶⁾の対象となる。
- (11) この条において、「公共サービス団体」とは、次に掲げる団体をいう。
- (a) 制定法により、又は制定法に基づいて設置されるもの
 - (b) 公共サービスの提供その他公共の利益に資することから成る、又はそれらを含む職務を有するもの

第4条 第1条、第2条及び第3条に基づく取決め—特定の要件

第1条第1項、第2条第1項又は場合によっては第3条第1項に基づいて策定され、及び維持される取決めは、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (a) 生理用品を次の条件で入手できるようにすること。
 - (i) 合理的に手軽に入手できること。
 - (ii) 生理用品を手に入れる者の尊厳を尊重する方法で入手できること。
- (b) 様々な種類の生理用品から合理的な選択をして入手できるようにすること。

ガイダンス

第5条 ガイダンス

- (1) スコットランドの大臣は、次に掲げる機関に対してガイダンスを発行しなければならない。
- (a) 次に掲げる各条によって与えられた職務の執行について、地方自治体及び教育提供者
 - (i) 第1条又は場合によっては第2条
 - (ii) 第8条
 - (b) 第3条及び第8条によって与えられた職務の執行について、指定公共サービス団体
- (2) 最初のガイダンスは、次に掲げる機関に対し、それぞれ当該各号に定めるように発行されなければならない。
- (a) 第1項a号に基づく地方自治体及び教育提供者に対しては、この条の発効後、合理的にできる限り速やかに発行されなければならないこと。
 - (b) 第1項b号に基づく特定の公共サービス団体に対して（又は特定の分類の指定公共サービス団体に対して）は、当該団体（又は当該分類の団体）が第3条に基づく規則で指定された後、合理的にできる限り速やかに発行されなければならないこと。
- (3) 第1項に基づいて発行されたガイダンスは、次の行為を規定する。
- (a) 第4条が要件を課している事項に関するガイダンスを特に含まなければならないこと。
 - (b) 第6条及び第7条によって、責任団体に与えられた職務の執行に関するガイダンスも含むことができること。

(6) affirmative procedure. 委任立法に適用される議会手続の一種であり、議会から受ける精査の形式を表す。
“affirmative procedure.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/affirmative-procedure/>>

- (4) この条に基づいてガイダンスが発行された各責任団体は、当該団体に関連するガイダンスを考慮しなければならない。
- (5) 第 6 項は、次に掲げる機関に対するガイダンスの最初の発行に関して適用する。
- (a) 第 1 項 a 号に基づく地方自治体及び教育提供者
 - (b) 第 1 項 b 号に基づく指定公共サービス団体（又は特定の分類の指定公共サービス団体）
- (6) スコットランドの大臣は、第 5 項に規定するガイダンスを発行する前に、次に掲げる義務を負い、権限を有する。
- (a) ガイダンスに関連する各種類の責任団体の利益を代表すると認める個人又は団体と協議しなければならないこと。
 - (b) 適切と思われる他の個人又は団体と協議することができること。
- (7) スコットランドの大臣は、第 1 項に基づいてガイダンスを発行した後、合理的にできる限り速やかに、適切と考える方法で当該ガイダンスを公表しなければならない。
- (8) この法律において、「責任団体」とは、次の各号に掲げる各条により与えられた職務に関して、次の機関をいう。
- (a) 第 1 条により、各地方自治体
 - (b) 第 2 条により、各教育提供者
 - (c) 第 3 条により、各指定公共サービス団体

責任団体の追加的義務

第 6 条 職務の執行に関する声明書

- (1) 各責任団体は、第 2 項に規定する計画を記した声明書 [written statement] を作成するにあたり、次に掲げる義務を負い、権限を有する。
- (a) 第 5 条に基づいて団体にガイダンスが初めて発行された後、合理的にできる限り速やかに、作成しなければならないこと。
 - (b) いつでも、作成することができること。
- (2) 計画は、責任団体の次の事項のための計画とする。
- (a) 第 1 条、第 2 条又は場合によっては第 3 条に基づく職務の執行（特に、これらの条いづれであれ第 1 項によって、責任団体が策定し、及び維持することが要求される取決めの概要を含む。）
 - (b) 第 8 条に基づく情報の提供
- (3) 第 1 項に基づいて作成された声明書は、次に掲げる事項も説明しなければならない。
- (a) 第 2 項 a 号に規定する取決めが第 4 条に従う方法
 - (b) 第 2 項に規定する計画及び取決めを策定する際に、責任団体が第 5 条に基づくガイダンス（声明書が作成された時点で当該ガイダンスが有効である場合、及びそれが当該団体に関連している場合）をどのように考慮したか
- (4) 第 5 項は、第 5 条に基づいて責任団体に発行され、及び責任団体が第 1 項に基づいて声明書を作成する時点で有効なガイダンスが、この条及び第 7 条によって与えられる職務の執行に関するガイダンスを含む場合に適用される。
- (5) 声明書は、第 4 項に規定する職務を執行する際に、責任団体が（当該団体に関連する）

ガイダンスをどのように考慮したのかも説明しなければならない。

- (6) 第1項に基づいて作成された声明書には、責任団体が適切と考える他の情報を含めることができる。
- (7) 責任団体は、第1項に基づいて作成された各声明書を当該団体が適切と考える方法で公表しなければならない。

第7条 協議

- (1) 第6条に基づく声明書を作成する前に、各責任団体は、第1条、第2条又は場合によっては第3条によって、及び第8条によって、責任団体に与えられた職務の執行について、次に掲げる義務を負い、権限を有する。
 - (a) 第2項に規定する者と協議しなければならないこと。
 - (b) 責任団体が適切と考える他の団体又は個人と協議することができること。
- (2) 第1項a号にいう者は、次の各号に掲げる各条に基づく職務を有する責任団体の場合は、当該各号に定める者とする。
 - (a) 第1条では、次に掲げる者
 - (i) 地方自治体が適切と考える、地方自治体の地域に居住し、又は当該地域に所在する可能性がある生理用品使用者
 - (ii) 地方自治体が適切と考える、生理用品使用者に代わって生理用品を入手しようとする可能性がある者
 - (b) 第2条では、教育提供者が適切と考える、教育提供者が運営する機関の生徒又は場合によっては学生である生理用品使用者
 - (c) 第3条では、指定公共サービス団体が適切と考える、指定公共サービス団体の施設内にいる可能性のある生理用品使用者
- (3) 第1項に基づく協議には、特に次に掲げる事項に関する協議が含まなければならない。
 - (a) 生理用品使用者が生理用品を無償で入手できるようにするべき方法に関すること。
 - (b) 第4項に規定する件に関すること。
 - (c) 無償で提供されるべき生理用品の種類に関すること。
- (4) 第3項b号にいう件は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所とする。
 - (a) 協議が、第1条に基づく職務の執行に関するものであるとき、生理用品を無償で入手できるようにするべき場所を、次に掲げる場所とする。
 - (i) 施設
 - (ii) 施設内の所在地
 - (b) 協議が、第2条に基づく職務の執行に関するものであるとき、生理用品を無償で入手できるようにするべき場所を、次に掲げる場所とする。
 - (i) 第2条第3項に規定する種類の建物の所在地
 - (ii) その他、教育提供者の施設内の所在地
 - (c) 協議が、第3条に基づく職務の執行に関するものであるとき、指定公共サービス団体の施設内であって、生理用品を無償で入手できるべき場所
- (5) この条において、「生理用品使用者」とは、次の者をいう。
 - (a) 生理用品を使用する必要がある者

- (b) 第2項a号(ii)及び第3項a号の場合を除き、将来的に生理用品を使用する必要がある者

第8条 公衆に提供される情報

- (1) 第6条に従うことに加えて、各責任団体は、第2項に規定する者に対して第3項に規定する事項を通知するために、各責任団体が適切と考える措置を講じなければならない。
- (2) 第1項にいう者は、次の各号に掲げる各条に基づく職務を有する責任団体の場合は、当該各号に定める者とする。
- (a) 第1条では、一般に、地方自治体の管轄区域内の一般市民
- (b) 第2条では、生徒又は場合によっては次に掲げる施設にいる学生
- (i) 教育提供者が運営する各機関
- (ii) 教育提供者が運営する機関がスコットランド内で多数のキャンパスを営む場合には、当該各キャンパス
- (c) 第3条では、指定公共サービス団体の施設内にいる者
- (3) 第1項にいう事項は、次に掲げる事項とする。
- (a) 生理用品が無償で入手できること。
- (b) 特に生理用品を入手できる方法、場所及び日時を含む、生理用品を無償で入手するための取決め

末尾規定

第9条 主な定義

この法律において、次の各号の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (a) 「生理用品」とは、経血を吸収し、又は集めることを目的とした製品をいう。
- (b) 生理用品の種類には、タンポン、生理用ナプキン及び再利用可能な製品を含む。
- (c) ある者の必要性（生徒又は学生の必要性を含む。）への言及は、当該者の月経から生じる当該者の生理用品の必要性への言及とする。

第10条 解釈

- (1) この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところとする。
- 「教育提供者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (a) 教育当局⁽⁷⁾
- (b) 独立学校⁽⁸⁾の所有者⁽⁹⁾

(7) education authority. 1980年法の当該定義では、1994年地方政府等（スコットランド）法（Local Government etc. (Scotland) Act 1994 c.39. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1994/39/contents>>）第2条に基づいて構成された評議会（council）をいう。1994年地方政府等（スコットランド）法第2条は、評議会の設立について定める。教育当局は、地方自治体の一組織であり、公立学校を所有し、運営する。“Scotland's education system,” The General Teaching Council for Scotland website <<http://www.gtcs.org.uk/TeacherJourney/scotlands-education-system.aspx>>

(8) independent school. 1980年法の当該定義では、学齢期（5歳以上16歳以下（1980年法第31条））の生徒に教育を提供する全日制（フルタイム）の学校であり、公立学校又は助成金支援学校ではないものをいう。op.cit.(1)

(9) proprietor. 1980年法の当該定義では、独立学校の運営者をいう。ibid.

(c) 助成金支援学校⁽¹⁰⁾の運営者⁽¹¹⁾

(d) 高等教育機関又は継続教育機関の管理団体

「継続教育機関」とは、次の各号のいずれかに該当する機関をいう。

(a) 2005年継続教育及び高等教育（スコットランド）法⁽¹²⁾附則2の「スコットランド継続教育基金評議会による資金援助の対象となっていた機関」の項目に列挙される団体⁽¹³⁾

(b) 同法第7C条第1項に基づいて定められた命令により、地域戦略団体⁽¹⁴⁾に選ばれた継続教育カレッジ⁽¹⁵⁾

「高等教育機関」とは、2005年継続教育及び高等教育（スコットランド）法附則2の「スコットランド高等教育基金評議会による資金援助の対象となっていた機関」⁽¹⁶⁾の項目又は「その他の機関」⁽¹⁷⁾の項目に列挙される団体をいう。

「機関」とは、第2条第7項に規定する当該用語の意義による。

「生徒」とは、1980年教育（スコットランド）法第135条第1項に規定する当該用語の意義及び解釈による⁽¹⁸⁾。

「責任団体」とは、第5条第8項に規定する当該用語の意義による。

「学校」とは、1980年教育（スコットランド）法第135条第1項に規定する当該用語の意義による⁽¹⁹⁾。

「指定公共サービス団体」とは、第3条に基づいて定められた規則において指定された公共サービス団体をいう。

「学生」とは、高等教育機関又は場合によっては継続教育機関によって、教育が提供されている者をいう。

(2) 第1項において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

「教育当局」、「助成金支援学校」、「独立学校」、「運営者」及び「所有者」とは、

1980年教育（スコットランド）法第135条第1項に規定する当該用語の意義による。

(10) grant-aided school. 1980年法の当該定義では、主務大臣が運営者に対して補助金（雇用者拠出金等は除く）を支給している学校をいう。ただし、公立学校は含まない。 *ibid.*

(11) managers. 1980年法の当該定義では、教育機関に関して、施設の管理に責任を負う運営組織、理事又はその他の者若しくは団体をいう。ただし教育当局は含まない。 *ibid.*

(12) Further and Higher Education (Scotland) Act 2005 asp.6. <<https://www.legislation.gov.uk/asp/2005/6/contents>>

(13) 同附則で列挙されているのは、シティ・オブ・グラスゴー・カレッジ、エディンバラ・カレッジ、ノースイースト・スコットランド・カレッジなど、26のカレッジである。 *ibid.*

(14) regional strategic body. 2005年継続教育及び高等教育（スコットランド）法第23E条から第23O条までに規定される、その地域において、質の高い継続教育及び高等教育の一貫した提供を確保することを目的として、継続教育機関及び高等教育機関の計画、監視、評価等を行う団体である。2005年継続教育及び高等教育（スコットランド）法第7C条は、主務大臣が命令によって、継続教育カレッジを地域戦略団体に割り当てることができると規定している。 *ibid.*

(15) “Further education.” *op.cit.*(2)

(16) 同附則に列挙されているのは、エディンバラ大学、グラスゴー大学、アバディーン大学など、17の大学である。 *op.cit.*(12)

(17) 同附則に挙げられているのは、ロバート・ゴードン大学である。同大学は2006年にロバート・ゴードン大学設立命令に基づいて設立された。 *ibid.*

(18) pupil. 1980年法の当該定義では、1980年法に基づいて教育が提供されている、又は提供されることが要求されている者をいう。 *op.cit.*(1)

(19) school. 1980年法の当該定義では、初等教育、中等教育又は初等教育と中等教育の両方を提供する機関であり、公立学校、独立学校（前掲注(8)）又は助成金支援学校（前掲注(10)）を意味する。保育園や特別支援学校も含まれる。「学校」という表現が無条件に使用される場合、文脈上必要な場合には、そのような学校又は全ての学校を含む。 *ibid.*

「管理団体」⁽²⁰⁾とは、2005年継続教育及び高等教育（スコットランド）法第35条第2項に規定する当該用語の意義による。

第11条 施行期日

- (1) 第9条、第10条及び第12条並びにこの条は、裁可の翌日に効力を生じる。
- (2) この法律のその他の規定は、裁可の日を起算日として2年以内であって、スコットランドの大臣が規則⁽²¹⁾により定める日に効力を生じる。
- (3) 第2項に基づく規則は、次に掲げる事項を行うことができる。
 - (a) 過渡的、一時的又は留保規定を含むこと。
 - (b) 異なる目的のために異なる規定を設けること。

第12条 略称

この法律の略称は、2021年生理用品（無償提供）（スコットランド）法とする。

(たむら ゆうこ)

(20) governing body. 2005年継続教育及び高等教育（スコットランド）法の当該定義では、ある高等教育機関又は継続教育機関の、①運営を担う法人、②財産の管理運営及び事務遂行に責任を持つ執行団体、③規則又は命令で指定された管理団体、④その他管理に責任を持つ者又は団体をいう。op.cit.(12)

(21) 第5条から第7条までは、施行のための規則が制定され、2021年3月18日に施行された。The Period Products (Free Provision) (Scotland) Act 2021 (Commencement No.1) Regulations 2021 No.104 c.5. <<https://www.legislation.gov.uk/ssi/2021/104/contents/made>>

